

定期報告のQ & A

質問	回答	掲載日
市からの通知について	浜松市では報告率向上のために、7月に報告対象の可能性のある物件について郵送で通知しています。また、報告がない物件については、4月に郵送で再通知しています。通知が届いた物件で報告対象にならない場合はご相談ください。また、通知が届かない場合でも対象物件については報告する義務があります。	令和4年1月6日
報告書への押印は必要か	令和3年1月1日の法改正により押印廃止となりました	令和4年1月6日
調査者・検査者を紹介してもらえるか	浜松市では調査・検査者資格者の紹介は行っていません。建物の管理者、建設会社、設計事務所、各種団体などにご相談ください。（安全確保支援協会にて有資格者の紹介を行っています。必要に応じてご利用ください。）	令和4年1月6日
控えに受付印を押してもらえないか	提出書類は報告書の正・副、概要書の3部です。控えは副本のコピー等で対応をお願いします。	令和4年1月6日
管理者とは誰か	法的に明確な規定はありませんが、“当該建築物の維持管理、長期修繕計画等に対して、金銭面を含め主体的に関与しているもの”が管理者であると考えます。清掃、設備の日常的なメンテナンス等のみの委託を受けている管理会社等は定期報告上の管理者には該当しません。建築物等が区分所有されている場合は、区分所有者からなる管理組合が管理者となります。管理権限が複数社に分かれている場合、管理者間で協議の上、代表の管理者を決めてください。	令和4年1月6日
報告書の作成費用はどのくらいかかるか	費用については業者ごとに異なります。複数の業者で見積もりをとることをお勧めします。	令和4年1月6日
定期・調査検査の参考図書を教えて欲しい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定建築物：特定建築物定期調査業務基準2021年版/（一財）日本建築防災協会</li> <li>・建築設備：建築設備定期検査業務基準書2016年版/（一財）日本建築設備・昇降機センター</li> <li>・防火設備：防火設備定期検査業務基準2020年版/（一財）日本建築防災協会</li> <li>・定期報告の作成の手引き/（一財）静岡県建築住宅まちづくりセンター・静岡県建築物安全確保支援協会</li> </ul>	令和4年1月6日
消防法に基づく報告制度とは違うのか	消防設備点検は消防法に基づく報告制度です。根拠となる法律が異なるため、対象となる調査・検査項目が異なります。どちらも利用者の安全の確保のために重要な制度になります。	令和4年1月6日
定期報告を怠るとどうなりますか	定期報告をしていない物件については、文書にて再通知を行い、報告がない場合には立入調査を行う場合があります。なお、建築基準法第101条第1項第2号により「報告せず、又は虚偽の報告をした者」に対して100万円以下の罰金の規定があります。	令和4年1月6日